

中川氏と旧大友領民

——庄屋層の場合——

芦刈政治

一

大友義統は、朝鮮出兵中、文禄二年（一五九三）一月、小西行長を救援せず、明軍を前にして退却した。これを理由として、豊臣秀吉は大友吉統に除国を命じ、豊後国を没収したあと、検地を行って小藩に分割し、家臣に与えた。中川秀成は、播州三木城から豊後国岡（竹田市）に封ぜられ、文禄三年（一五九四）二月、入部した。

この新領主に対して、大友氏の麻流志賀氏の勢力の強い旧大友領民は、どのような動向を示したか、また、新領主中川氏は、旧大友領民にどのように対処したかを述べたい。

二

『中川史料集』中の入国の部分を掲げてみよう。

十三日（二月）、豊後国岡に御入部（中川秀成）、御陣列嚴正なり。時に大友家の浪人大津上野・右田中務長弘を始めとして、三、四百人赤岩谷に屯し、逆茂木を引き御道筋を妨ぐるよし、物見の輩言上す。是に依て御使番を遣はされ、岡城は秀成拝領し今日入部せしむる処なり。早速罷出で賀し申すべきに、往来を遮る条奇怪の至りなり、早々人数を引払はざるに於ては、一々踏潰し首切り掛けて通るべしと厳命ありければ、浪人共答へ奉るは、聊かも秀成公へ御敵対申すにはこれなし、

南郡は浪人共七人へ公儀より御預置かるゝに付、御下知これなき内は御通し申す間敷旨を申す。その内当国御代官熊谷半治より中川殿御役人に土地相渡すべき旨、下知これあるに依つて、雑人共退散す。大津上野は途中まで罷出る。直に御目見仰せ付られ御意あり。右田中務も右七人の内にて雑人共を取鎮め、息子善左衛門は御先手を相勤む。然るに雑人等山林に埋伏し異心を存する者これあるに付、赤岩谷へ御人数を掛けられ、雑兵八十四人打取り十七人を生捕る。（下略）

新領主の入封に当たつて、豊臣秀吉の下知が豊後国にある代官から、南部七人衆（仮に旧大友家臣に大友領を預けたことが事実であったとしても）へ通達しないということはあり得ない。したがつて、この記事には、中川氏側の潤色があると思われるるのである。

しかし、この伝承は、中川氏入国に際して、激しい抵抗を示す勢力と、恭順した勢力のあつたことを伝えており、中川氏は、右田某のような旧大友家臣をもつて、新領主への服属を勧奨することや、入国を拒否する旧大友領民に対しては武力で制圧するという、いわば和戦両様の構えをもつて対処したと解釈することができる。

志賀親次の旧館（岡城）に入城した中川秀成は、大友領民に出頭を命じている。このとき、召出されたかれらは「甲冑馬上」「弓・鉄砲持參」といういでたちであったから、中川氏は「麻上下に大脇差たるべき旨」を仰せ出さねばならなかつた。また、城下町割定めに当たつて「道の曲直、軍国の利害」を考慮し、築城に際して「御普請警備」を設け、藩主・重役の「屋敷前通りの守備」を同族手勢をもつて行うこととし、「領内古城、切寄、旧跡改め」を実施したのは、戦国の慣習の余燼とはいえ、旧大友領民に対する警戒を解かなかつたことを意味するものであろう。

このことは、文禄三年一二月一五日（『中川史料集』）に、大坂から老職三名にあてた中川秀成の書状の末尾の条「来春罷下候而、諸色可ニ申付一候間、万事無ニ油断一可レ被ニ情入一候、恐惶謹言（下略）」（傍点筆者）に端的に表わされている。

岡城に入った中川氏は、新領統治に要する財源確保のため、年貢賦課の資料を入手しなければならない。「古帳面（新領主入国以前に作成されている年貢賦課の帳面）差出」命令が行われるのは当然であったと思われる。

この古帳面を新領主に握られることは、自らの経済上の利益に反することになると考へた庄屋層は、当然、その命令を拒否する行動に出る。これは、新領主の統治に対する拒絶でもあったため、事態の拡大を恐れた中川氏は、武力をもって威圧し、命令の遵守を迫らねばならなかつた。片ヶ瀬庄屋に対する峻烈な処置（「中川史料集 文禄三年」）は、旧大友領民、なかんづく庄屋層に対する中川氏の態度を伝えたものであろう。

中川氏は、庄屋層に、このような圧力を加えるとともに、一方ではかれらを藩政組織の末端に参画させて、行政の円滑化を図るとともに、人心の掌握につとめることにしたらしい。次にこの事例を掲げてみよう（「郷中旧家系図」）。

1 衛藤氏

先祖代々大友家臣、天正年中大友家没落之後、浪人となり、中津留邑に住す、文禄三甲午二月豊後御入国之後、由緒御尋之上、於ニ御城中一御目見被ニ仰付一（下略）

2 渡部氏

天正元癸酉年二月、豊後之國に下り、大友家に属し、大野郡宇目郷（現在南海部郡宇目町）下爪拾三ヶ村を領し、字目七人衆与云、今重岡元屋敷以前居住之地なり、文禄二癸巳年、大友家没落之後、又浪人となり、其まゝ宇目に住す、同三甲午年二月、豊州御入国之後、由緒御尋之上、役名割元与被ニ仰付一（下略）

3 大友氏（本姓工藤）

大友但馬守奥嶽邑（大野郡緒方町）浪人仕罷在候処、文禄三甲午年二月、豊州御入国之後、奥嶽居住ノ所、領地等之訖御尋之上、土官御取立被レ下旨被ニ仰付一候処、（中略）工藤孫兵衛年月不レ知、奥嶽邑千石庄屋被ニ仰付、一旦又、

是迄所持之鉄砲高知穂口押之御手當に被ニ仰付一、（下略）

4 沢田氏（本姓足立）

文禄二癸巳年、大友退去之後、子孫浪人と成、沢田村（大野郡大野町）之内平原と申所に居住之処、秀成公御入國之後、家筋御調之上、藤九郎（文治ごろの人）より二十四代之孫助右衛門より片ヶ瀬邑草深野小庄屋役被ニ仰付一、（下略）松尾氏

監物、朽網三河守鑑康没落之節、浪人ト成仏原ニ居住之処、文禄三甲午年、豊州御入国之後、由緒御詮議之上、可レ被ニ召抱一旨被ニ仰付一候得とも御断申上、落髮仕其正ト改、同村專精寺開基住職ト成る、重兵衛年月不レ知、父重兵衛（監物）為ニ名代一、仏原邑千石庄屋役被ニ仰付一、（下略）

6 朝倉氏（本姓志賀）

親次嫡男志賀勝兵衛と云、大野郡板井迫邑（大野郡朝地町）に住す、勝兵衛嫡男与惣兵衛某、秀成公御入国之後、由緒御調之上、生涯中、貳人扶持を賜ふ（下略）

1の衛藤氏は、大友氏に勤仕していた。中川氏入国以後、由緒御尋があり、城中での御目見が行われた。これは先述した文禄三年の大友領民に対する出頭命令によって「甲冑馬上」の見参を指しているものであろう。

衛藤氏は、その後、慶長五年の臼杵城にある太田氏攻めに、鉄砲隊を引き連れて中川氏の陣営に参加している（『中川史料集』）。

この翌年の慶長六年には、中津留邑（大野郡三重町）千石庄屋に任せられ、以後代々その職にあつたが、文化十年、栄太郎のとき、中津留邑大庄屋を取揚げられて、工藤氏に変わった。

2の渡部（甲斐）氏は、字目七人衆として深田弾右衛門とともに、大友氏に従属した国人衆のひとりであろう。藩初においては「割元」の役儀を与えられ、のち、深田氏とともに中川氏の臼杵城攻めに加わって戦功があつた。以下二代にわたつて割

元役をつとめたが、万治二年（一六五九）、重岡組千石庄屋役に任せられた。この前年（万治元年）、岡藩は宇目郷を両組に分割しているから、宇目郷小野市組に深田氏を、宇目郷重岡組に渡部氏を千石庄屋として配置することになったのであろう。割元とは、一般に大庄屋（岡藩初では庄屋）を指すが、宇目郷には惣支配として深田氏があり、渡部氏を下爪一三か村の年貢割当の役として割元に任じ、宇目郷庄屋深田氏の下に所属させたものと推察される。

3の工藤氏は、代々、奥嶽に居住した豪族である。居所を姓とし、初め、奥嶽氏と称したが、文明のころから工藤氏と改めた。「郷中旧家系図」の書上げの際、家伝の文書を一部誤解して大友氏としたらしい（『大分県史料(13)第二部』・『大分県郷土史料集成』所収工藤系図）。大友氏との関係が、史実としてあらわれるのは、大友政親のときである。

大友政親は、豊・日国堺にある奥嶽之寄合衆に対し、堺通行不審の者を打ち取つて注進することを命じ、国境警備を厳重にした。（『大分県史料(13)奥嶽文書』）。工藤氏がその寄合衆の中心的存在であったことは、大神長武が「（前略）当國を憑存候、仍其方（工藤彈正忠・同主殿助）之事於ニ嶽口一御座候事候間、自然不審之者罷通候事頼存候（下略）」（『前掲書』）としていることからも推察される。伝承ではあるが、天正に入って、豊後侵入を企図する薩州勢を駆逐するために鉄砲六十八挺が御帳入となり、支配下の百姓に所持させたことは、「工藤系図」、天正の中期にみる薩州勢の活発な動きからみて当然のことであろう。

こうした歴史的背景のもとで、中川氏入封ののち、工藤孫兵衛が奥嶽邑千石庄屋に任せられ、これまでのとおり鉄砲所持が認められたものと思われる。

6の朝倉氏は、本姓を志賀と称した。志賀氏は、大友能直の子息能郷が、尼深妙から延応二年（一二四〇）大野莊志賀村半分の地頭職の譲を受けたときに始まる。その子孫は、志賀・朝倉・高崎・豊饒氏に分れた。志賀惣領家は、大友氏除国ののち、肥後藩に仕官したが、志賀氏の庶流の一つである朝倉氏は、名字の地朝倉（大野郡朝地町）にとどまつた。中川氏の入国のはかりで志賀村半分の地頭職に補任された詫磨氏の領地板井迫（大野郡朝地町）に住して、寛永七年（一六三〇）には板井迫邑の

千石庄屋に任せられている。

沢田・松尾両氏については、その出自等は不明であるが、大友氏の家臣かまたは、陪臣であったことは疑いのないところでであろう。

もとより、「郷中旧家系図」の書上げは、文禄の入国から一世紀以上も経て行われたものであるから、細部にわたる記載を全面的に信じるわけにはいかない。しかし、文中に新領内の豪族の把握の一端が示されているように思われる。すなわち、前掲した庄屋層諸家の系図のうち、中川氏によって、各家に対する調査が共通に行われていることを認め得るのである。次に、それを一覧表にしてみる。

庄屋層の姓名 調査の内容

1 衛藤 主税介	由緒御尋
2 渡部 甲斐	由緒御尋
3 工藤 但馬	領地等之訳御尋
4 足立 助右衛門	家筋御調
5 松尾 監物	由緒御詮議
6 志賀 与惣兵衛	由緒御調

これらは、いずれも「文禄三年豊州御入国その後」とされており、中川氏が一定の時期に自領の豪家に対して家系詮議を行った事情を示している。この詮議は、一つには旧大友家臣の存在とその動静を把握すること、いまひとつは、これによって明らかにされた旧大友家臣に対する適切な処遇の基礎とすることにあったと考えられる。

これまでに、旧大友領民に対する中川氏の家系詮議の記載をもつ諸家の由緒と、その処置について述べたが、その他について概観する。

姓 名	旧主家名	中川氏入国直後 与えられた役儀名	年月
1 佐保 徳兵衛	大友家	(清川村)土々呂村小庄屋	不知
2 吉良 助右衛門	大友家	(緒方町)軸丸邑千石庄屋	慶長元年
3 堀 九左衛門	大友家	(清川村)渡瀬村名主	文禄三年
4 佐藤 権之助	大友家	(三重町)大白谷村庄屋	正徳元年
5 工藤 馬之丞	大友家	(緒方町)炭焼村小庄屋	寛永九年
6 加藤 九郎右衛門	大友家	(清川村)深谷村小庄屋	不知
7 衛藤 藤兵衛	大友家	(緒方町)宇田組千石庄屋	文禄三年
8 衛藤 主税介	大友家	(三重町)中津留邑千石庄屋	慶長六(子新助のとき)
9 武藤 弥五助	大友家	(千歳村)舟木村小庄屋	文禄三年
10 児玉 弥右衛門	大友家	(竹田市)灰迫村庄屋	秀成入国後
11 吉良 治部	大友家	(竹田市)田井村小庄屋	文禄三年
12 深田 忠左衛門	大友家	(宇目町)宇目郷惣支配副役	寛永十一年

28 大塚	戸上村小庄屋 (緒方町)	宇(字目下爪割元
27 竹下	奥穂邑千石庄屋 (緒方町)	菅生名支配
26 大塚	草深野小庄屋 (緒方町)	戸(竹田市)
25 清水	炭焼村小庄屋 (大野町)	戸(竹田市)
24 志賀	徳尾村小庄屋 (大野町)	戸(竹田市)
23 田北	菅田邑千石庄屋 (緒方町)	戸(竹田市)
22 首藤	枝石村小庄屋 (緒方町)	戸(竹田市)
21 阿南	寺原邑千石庄屋 (緒方町)	戸(竹田市)
20 椎原	枝石村小庄屋 (緒方町)	戸(竹田市)
19 工藤	大友家	戸(竹田市)
18 工藤	三右衛門	戸(竹田市)
17 足立	大友家	戸(竹田市)
16 工藤	馬之丞	戸(竹田市)
15 吉弘	大友家	戸(竹田市)
14 堀	大炊助	戸(竹田市)
13 渡部	大友家	戸(竹田市)

24 志賀	二人扶持 (竹田市)	文化三年
23 田北	大友家	文禄三年
22 首藤	大友家	文禄三年
21 阿南	大友家	文禄三年
20 椎原	主水丸	文禄三年
19 工藤	茂助	文禄三年
18 工藤	大友家	文禄三年
17 足立	大友家	文禄三年
16 工藤	助右衛門	文禄三年
15 吉弘	大友家	文禄三年
14 堀	太郎右衛門	文禄三年
13 渡部	甲斐	文禄三年

28 大塚	秀成入国後	寛永九年以降
27 竹下	正徳三年	寛永九年以降
26 大塚	文禄三年	寛永九年以降
25 清水	文禄三年	寛永九年以降
24 志賀	享保二十年	寛永九年以降
23 田北	不知	寛永九年以降
22 首藤	不知	寛永九年以降
21 阿南	不知	寛永九年以降
20 椎原	不知	寛永九年以降
19 工藤	不知	寛永九年以降
18 工藤	不知	寛永九年以降
17 足立	不知	寛永九年以降
16 工藤	不知	寛永九年以降
15 吉弘	不知	寛永九年以降
14 堀	不知	寛永九年以降
13 渡部	不知	寛永九年以降

29 松尾 重兵衛

朽網家

不知

(久住町)
佐原邑千石庄屋
(竹田市)

享保十五年

30 渡部 武兵衛

志賀(南)家

下坂田村小庄屋
(竹田市)
(字目町)

31 七右衛門

佐伯家

明暦二年

32 深田 猪右衛門

佐伯家

慶長年中

33 垣田 新太郎

足利家

文禄三年

大原村小庄屋
(竹田市)
次倉邑小庄屋
(竹田市)
(荻町)

柏原邑千石庄屋
(竹田市)

以上、一、二の祖先を共通とする家系を除いて、三十三家が「郷中旧家系図」中、旧主家を記載する分である。同系図に書上げられた数は九十七家であるが、約三割が大友家かその陪臣である朽網・志賀家の家臣であつたと称している。この中には、既に述べた「16工藤氏」のように、大友氏の旧臣であり、其子則九左衛門もあり、「3堀氏」・「12深田氏」・「22首藤氏」・「23田北氏」も、また、いまなお、その子孫が古文書を保有してその証拠を伝えている。

堀氏については「大友家没落之時、兵庫某浪人となる、其子則九左衛門也」(「郷中旧家系図」とあって、九左衛門(深瀬村名主)の父名は「兵庫」であることがわかる。この「兵庫」は池辺三郎兵衛の領地である入田郷田井・小野・岩本が一両年年貢不納であったため、堀兵庫入道が検使となつて催促している文書中の武士と同一人と推定される(『大分県史料13堀文書』)。この検使は、大友宗麟が命じているから、堀氏は大友家臣として間違いなかろう。

深田氏は、大友義鑑のとき、織部助が鑑忠の一字を進ぜられた。織部助は、さらに漆実調達の字目方面の奉行を命ぜられている。堀部助のとき、佐賀表における合戦で負傷し、そのため、宗麟が感状を与えた(『大分県史料12深田文書』)。おおよそ、義鑑以後、大友氏との主従関係があつたことは明白である。寛永十一年、深田弾右衛門が家督を譲られ、字目郷惣支配に任せられた。義弟忠左衛門はその副役であった。万治二年、久馬之助のとき小野市邑千石庄屋に任せられている。

首藤氏は、大友義鑑・義鎮・義統に仕え、芸州・肥後・豊前等の合戦に出陣して戦功があった（『大分県史料13首藤文書』）。代々、臼杵に居住していたが、大友家没落のとき、寺原邑（緒方町）に移住した。首藤清右衛門は、中川氏入国ののち、寺原村の千石庄屋に任せられた。大友義鑑の家臣に首藤清右衛門があるが、襲名によるものであろう。

田北氏は、大友義鑑のとき、大野庄・阿南庄などに所領を与えられ、大友義鎮のとき、肥後・門司表に出陣して戦功があった（『大分県史料13田北文書』）。

塩属のとき、大友家が没落して寺原邑に移住してきた。享保二十年、新三郎は小宛邑枝石村小庄屋に任せられた。

五

旧大友領民は、その由緒だけで新領主から役儀を与えられたのではない。慶長五年、太田・中川合戦は、その地位を確保する好機であった。

宇目郷惣支配の深田氏は、弾右衛門のとき中川氏の臼杵城攻めに参陣した。弾右衛門は養子新三郎とともに、鉄砲二八〇挺をもって星河内（国志に「星河堡在ニ野津莊東南ニ」）の古城を攻撃した。この城は、大友家浪人・村民が守備して難攻不落であつたらしく、宇田枝・緒方の郷士である衛藤主税助（のちの中津留邑千石庄屋の家系）、加藤四郎左衛門長房（国志に「御嶽堡在ニ緒方郷左右知村」。一名杉城。天正中。加藤長房拠レ之。與ニ薩兵一戦。」）、布施野弥兵衛らも攻撃を加えている。『中川史料集』には、このときの攻撃は「加藤四郎左衛門に命じて、是城を攻めさせらる」としており、中川秀成の下知に従つたものであった。やがて、宇田枝衆は星河内の城を陥落させ、「討取る首級、分捕の陣幕等を携へて、御本陣に参上」したのである。一方、深田氏父子は、馬上の敵物頭を鉄砲で射殺し、敵の集中射撃を受けながらその首を「御実検」を入れた。

このような軍功は、中川修理大夫（秀成）の感状となつて深田（和三郎）に与えられる。「今度於ニ臼杵表一、首討捕手柄之至候（中略）宇目内田代村百式拾石遣レ之（下略）」（『大分県史料12深田文書』）。この内容は、『中川史料集』の事蹟と同一

であろう。

深田氏が万治二年に千石庄屋に任せられ、帶刀を許されたのは、先祖のこうした功績の然らしむるところであった。岡藩では、大庄屋は拝領分として五石、引高三十五石が給せられたが、深田氏が戦功のために一二〇石を給せられたのは藩初であつたからであろう。行政組織の整備につれて、深田氏と他の庄屋との格差は認め難いこととなる。藩政中期になると、一般の大庄屋と同給与とし、そのかわりに、領内大庄屋六十四人が広庭で御目見するとき、深田氏は、太田・中川合戦で戦陣を共にした渡部氏とともに「宇目両庄屋は板の間にて御意」（『中川史料集 寛文五年』）という特権を賦与されたのである。

旧大友家臣のうち、衛藤藤兵衛・志賀與惣兵衛も太田中川合戦に参戦した。志賀與惣兵衛は、正保四年には中川氏が唐津城番に勤務したとき、岡城御書院番として留守を遂げた（『郷中旧家系図』）。こうした老父の忠勤が、子息七郎兵衛を板井追邑千石庄屋につけることになるのである。

工藤馬之丞もこのような事例ということができる。「郷中旧家系図」によれば、寛永九年、中川久盛が熊本城番として出馬したときに工藤馬之丞が従った。このとき「勤方宜しきに仕、御帰城の後」片ヶ瀬邑炭焼村小庄屋に任せられた。

また、大塚民部は、朽網家没落のときに浪人となつたが、その子、善右衛門は、中川久盛の嶋原一揆出陣に従つた。その子、武左衛門は父の武功によって粉原村小庄屋に任せられている（「郷中旧家系図」）。

六

旧大友領民は、主家没落ののち、旧主に殉する者もあり、他家に仕官する者もあつた。岡藩における地侍・豪農層の場合は、新領主入国に際して積極的に、あるいは消極的に抵抗を示したもの、その由緒の、実質的には「宇目七人衆」・「奥獄寄合衆」など地域の支配層であるが故に、家系詮議を通じて、中川氏の支配組織に組み込まれていく。また、かれらは合戦などの機会に、中川氏に忠誠を尽すことによつて、旧主大友氏から認められていた支配権をも確保することができたのである。

農民に関する当時の記録は、なかなか得難い。したがって、「郷中旧家系図」のような史料を用いて分析せざるを得なかつた。できるだけ、傍証することに努めたが、拡大して解釈したり、分析の不十分な箇所も多い。御批正を賜われば幸いである。

（大分県立芸術会館学芸第一課長）